

富津市民文化祭実行委員会設置要綱

（設 置）

第 1 条 富津市民文化祭の円滑な運営と効果的な実施に資するため、富津市民文化祭実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事 業）

第 2 条 委員会は、富津市民文化祭に係る次の事項を所掌する。

- 一 企画運営に関すること
- 二 事業決定に関すること
- 三 予算決算に関すること
- 四 その他円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項

（組 織）

第 3 条 委員会は、参加団体の代表者をもって組織し、委員は富津市長が委嘱する。

2 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役 員）

第 4 条 委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名
- 三 会 計 1名
- 四 監 事 2名

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 会計及び監事は、委員長が指名する。

（役員の仕事）

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、委員会の経理を処理する。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

(部 門)

第6条 委員会は、必要に応じて部門を置くことができる。

2 部門は、部門内の委員の互選により次の役員を選任する。

- 一 部 門 長 1名
- 二 副部門長 若干名

3 部門は、委員会の下部組織として、各会場の事業実施に当たる。

(会 議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、通常開催のほか、通信媒体などを活用した会議体も成立要件の対象とし、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の了承を得て、代理人を出席させることができる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、次の事項を審議し、決定する。

- 一 富津市民文化祭の運営計画等に関すること。
- 二 規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 事業計画及び事業報告に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 部門の組織運営に関すること。
- 六 共催及び協賛事業の承認に関すること。
- 七 その他委員会の運営に関し必要な事項

(決 議)

第8条 委員会の審議は、議決権を有する出席委員の過半数で決するものとし、賛否同数の場合は、委員長が裁決する。

(準備委員会)

第9条 次年度の文化祭の企画立案のため準備委員会を置く。

2 準備委員会は、次の役員により組織する。

- 一 委員長

二 副委員長

三 会計

四 監事

五 部門長

六 副部門長

(事務局)

第11条 委員会の事務局を富津市中央公民館内に置く。

(経費)

第12条 委員会の経費は、交付金及びその他収入をもって充てる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。